

委 託 契 約 書

岡山県（以下「甲」という。）と〇〇株式会社（以下「乙」という。）とは、クラウド認証サービス等の導入及び運用保守業務（以下「委託業務」という。）について、次のとおり契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、委託業務を乙に委託し、乙は、別添の「クラウド認証サービス等の導入及び運用保守業務仕様書」及び乙の令和6年6月6日付け「クラウド認証サービス等の導入及び運用保守業務に係る技術提案書」に定めるもののほか、この契約書に定めるところにより委託業務を受託し、履行するものとする。

（委託期間）

第2条 委託期間は、契約締結の日から令和7年3月31日までとする。

（ライセンス利用期間）

第3条 ライセンスの利用期間は、令和7年1月1日から令和7年3月31日までとする。

（委託料）

第4条 甲は、乙に対し、初期構築委託業務の実施に要する経費（以下「初期構築委託料」という。）として〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円）を支払うものとする。また、運用保守委託業務の実施に要する経費（以下「運用保守委託料」という。）として月額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額〇〇〇, 〇〇〇円）を支払うものとする。

2 乙は、第8条の検査に合格した後に、委託料を甲に請求するものとし、甲は、当該請求が適正になされた日から30日以内に、乙の指定する口座にその額を振り込むものとする。

3 乙は、第8条の規定に関わらずクラウド認証サービスのライセンスを甲に納品し、確認を受けた後、3カ月分のライセンス料（〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額〇, 〇〇〇, 〇〇〇円））を上限として、甲に前金払を請求することができるものとし、甲は、当該請求が適正になされた日から30日以内に、乙の指定する口座にその額を振り込むものとする。

（権利及び義務の譲渡禁止）

第5条 乙は、甲の承認を得た場合を除くほか、この契約によって生ずる権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。

（再委託等の禁止）

第6条 乙は、委託業務の実施について、あらかじめ甲の承認を得た場合を除き、これを第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

（委託業務についての注意義務等）

第7条 乙は、委託業務の処理に際しては、甲の施設、装置、備品その他甲の保有する財産につ

いて、善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。

- 2 乙は、委託業務の処理に当たり、常に事故又は災害の防止に努め、事故又は災害が発生したときは、直ちに臨機の措置をとるとともに、甲に通知して、その指示に従い適切な措置をとらなければならない。

(委託業務の完了報告)

第8条 乙は、委託業務のすべてを完了したときは、速やかに委託業務完了報告書を甲に提出し、甲の検査を受けるものとする。

- 2 甲は、前項の委託業務完了報告書を受領したときは、当該受領の日から10日以内に検査を完了しなければならない。

- 3 前項の検査の結果、委託業務完了報告書に不適当な点があると甲が認めたときは、乙は、直ちに修正し、甲の再検査を受けなければならない。

(遅延利息)

第9条 甲は、第4条第2項の期間内に委託料を支払わないときは、同項の規定による期間満了の日の翌日から支払日までの期間の日数に応じ、委託料の額につき年2.5パーセントの割合で計算して得た金額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰すべき事由により委託料の受領が遅れた場合は、甲は、当該遅延利息の支払の責めを負わない。

(履行の遅延)

第10条 乙は、委託業務の実施が第2条に規定する委託期間内に完了しないと認められる場合は、速やかにその理由及び委託業務の完了予定日等を書面で甲に申し出るものとする。

- 2 乙は、委託業務が第2条に規定する期間内に完了しなかったときは、遅延日数に応じ、1日につき委託料の1000分の1に相当する金額を違約金として甲に支払わなければならない。ただし、乙の責めに帰することができない理由により、委託業務が委託期間内に完了しなかった場合は、遅延料の支払を要しないものとする。

(損害賠償責任)

第11条 甲また乙は、相手方の本契約違反により損害を受けた場合に限り、相手方に対し、損害賠償を請求することができるものとする。

- 2 債務不履行、契約不適合、不当利得、不法行為、製造物責任その他請求原因の如何にかかわらず、相手方に請求することができる損害賠償は、現実に生じた通常かつ直接の損害に限られるものとし、その他の一切の損害（不可抗力により生じた損害、自己の責に帰すべき事由により生じた損害、予見の有無を問わず特別の事情から生じた損害及び逸失利益を含む。）は請求することができないものとする。

(処理状況報告)

第12条 甲は、必要があるときは、委託業務の実施状況について乙に報告を求めることができる。

(契約の変更)

第13条 甲は、この契約締結後の事情により必要が生じたときは、委託業務の内容の一部を変更

することができる。この場合において、委託料の額を変更する必要があるときは、甲乙が協議して書面によりこれを定めるものとする。

(契約の解除)

第14条 乙がこの契約による債務を履行しない場合において、甲が相当の期間を定めて乙に催告をし、その期間内に当該債務の履行がないときは、甲は、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、甲は、同項の規定による催告をすることなく、直ちに契約を解除することができる。

(1) この契約による債務の全部の履行が不能であるとき。

(2) 乙がこの契約による債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) この契約による債務の一部の履行が不能である場合又は乙が当該債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達成することができないとき。

(4) 契約の性質又は甲若しくは乙の意思表示により、納入期限までに目的物を納入しなければこの契約の目的を達成することができない場合において、乙が目的物を納入することなく納入期限を経過したとき。

(5) 前各号に掲げる場合のほか、乙がこの契約による債務の履行をせず、甲が乙に前項の規定による催告をしてもこの契約の目的を達成するに足りる程度に乙が当該債務を履行する見込みがないことが明らかであるとき。

3 前2項の規定にかかわらず、甲は、次に掲げる場合には、この契約を解除することができる。

(1) 甲が行う検査に際し、乙若しくはその代理人等が甲の職員の職務執行を妨げたとき、又は偽りその他不正の行為（第 条の規定に該当する場合を除く。）を行ったと認めたとき。

(2) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者を、法人である場合には暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号。以下「条例」という。）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

ロ 役員等が暴力団（条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にあると認められるとき。

ハ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ニ 暴力団員等、暴力団又は暴力団員等の統制下にある者並びに暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者が、経営に実質的に関与していると認められる

とき。

(3) その他乙がこの契約に定める義務を履行しないとき。

4 前3項の規定により甲がこの契約を解除しようとする場合において、乙が契約保証金の納付を免除されているときは、乙は、契約金額の100分の10に相当する額の違約金を甲に支払わなければならない。

5 乙は、前項の違約金の額を超えて甲に損害を及ぼしたときは、その損害額を賠償しなければならない。

第15条 甲は、この契約による債務の不履行が甲の責めに帰すべき事由によるものであるときは、前条第1項及び第2項の規定によりこの契約を解除することができない。

第16条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 甲の責めに帰すべき事由により、目的物を納入することができないと認められたとき。

(2) その他甲がこの契約に定める義務を履行しないとき。

(秘密の保持)

第17条 乙又は乙の従業員は、この契約に基づく事務処理上知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

3 乙は、委託業務に従事しているものに対して、在職中及び退職後において、委託業務の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を第三者に漏らし、又は不当な目的に使用してはならないことを周知するものとする。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、委託業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

(情報資産の取扱い等)

第19条 甲の情報資産（電磁的データ、情報システム並びにネットワークの開発・運用に係る文書及び電磁的データをいう。）の取扱いに際して、乙は、次の事項を遵守しなければならない。

(1) 委託された情報資産を適切に取り扱うとともに、情報資産の保管、返還及び廃棄に際しては甲の指示に従うこと。

(2) 情報資産は、目的外使用、複製及び第三者への提供をしてはならない。また、委託業務範囲外の情報資産、情報システム及びネットワークへアクセスしてはならない。ただし、甲の許可を受けて実施する場合は、この限りでない。

(3) 情報セキュリティ対策（情報資産の機密の保持、正確性及び完全性の維持並びに定められた範囲での利用可能な状態の維持のための対策をいう。）を実施したときは、速やかに甲に報告するとともに、甲が情報セキュリティ確保のために行う調査を受け入れなければならない。

(契約保証金)

第20条 乙が甲に納付すべき契約保証金は、免除する。

(契約費用)

第 21 条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(その他)

第 22 条 この契約に定めのない事項又はこの契約について疑義の生じた事項については、甲乙協議して解決するものとする。

この契約の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その 1 通を保有するものとする。

令和 6 年〇月〇〇日

甲 岡山市北区内山下二丁目 4 番 6 号
岡 山 県
岡山県知事 伊原木 隆 太

乙 〇〇県〇〇市△△〇丁目〇番〇号
〇〇株式会社
役職名 〇〇 〇〇